

(2) 福祉避難所の指定

要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、「3 要援護者情報の収集・共有の方法」により把握した災害時要援護者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、予め福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等の既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

〔備考〕

1. 災害救助法が適用され、同法第30条に基づき都道府県から救助の実施に関する事務が委任された場合には、避難所設置のための費用（福祉避難所を含む）については、国庫負担の対象となる。
なお、災害救助法に基づく救助については、都道府県が実施主体となるので「避難支援プラン全体計画」に基づき、避難所において具体的な措置を行うにあたっては、その内容について都道府県と十分に調整されたい。
2. 適切な場所に福祉避難所に指定するような既存施設がない場合又は不足する場合は、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げで対応することも可能である。これらの施設についても関係団体、事業者等との事前協定を結ぶことにより、必要数を確保する。

9 要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要援護者、支援者が積極的に参加し、要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、毎年9月1日に実施している「市（区町村）総合防災訓練」や、「土砂災害・全国統一防災訓練」、「津波防災訓練」などの訓練において、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。

10 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定の目標年次、策定方法等）

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、おおむね〇〇年度を目途に、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、別紙のとおり避難支援プラン（個別計画）を策定する。

(1) 個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、市（区町村）は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と要援護者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら、作成する。なお、支援者については、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ要援護者に紹介できる候補者を定めるとともに、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、個別計画は、要援護者本人、その家族及び市役所（区役所・町村役場）の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等要援護者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

(2) 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要援護者を対象としていることから、要援護者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記(1)のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(3) 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として(1)に列記した者以外が閲覧する

ことのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の関覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

〔備考〕

- 1 個別計画の策定に際しては、避難行動要支援者など要支援度の高い者や、ハザードマップの活用等により被災リスクの高い地域を重点的・優先的に進めることが有効である。
- 2 避難支援者については、上記のように要支援者に応じて複数の支援者を定めておくことが基本であるが、個別の支援者を特定することが困難な場合でも、地域で一定の支援者を確保して支援するなど、支援者を確保する必要がある。

また、避難支援者は自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て市（区町村）で登録することが基本であるが、要支援者自ずから依頼する方式をとるとしても、要支援者で依頼できない場合は市（区町村）で調整して支援者を確保する必要がある。

【別紙】

避難支援プラン・個別計画

（表）

平成 年 月 日

情報共有についての同意

〇〇市長殿
私は、災害時要支援者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治 区名	民生 委員	TEL FAX
災害時要支援者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他()>		
住所	TEL FAX 生年月日	インターネット(電子メール、携帯メール等)も含めた情報伝達手段
氏名 (男・女)		
緊急時の家族等の連絡先		
氏名	続柄()	住所
氏名	続柄()	住所
家族構成・同居状況等 妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女はいずれも結婚して県外に居住・・・		居住建物の構造 木造二階建て、昭和〇年着工 警報いる部屋 木造、鉄骨造、耐火造、着工時期等 寝室の位置
特記事項 要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要		
緊急通報システム (あり・なし)		
避難支援者		
氏名	続柄()	住所
氏名	続柄()	住所
肢体不自由の状況、認知症の有無、必要な支援内容等。特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し、病名等を記入する必要はない。		

（表）

避難勧告等の伝達者・問合せ先
〇〇××さん(自治会副会長)。なお、〇〇介護センターからも伝達予定。
※ 聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要

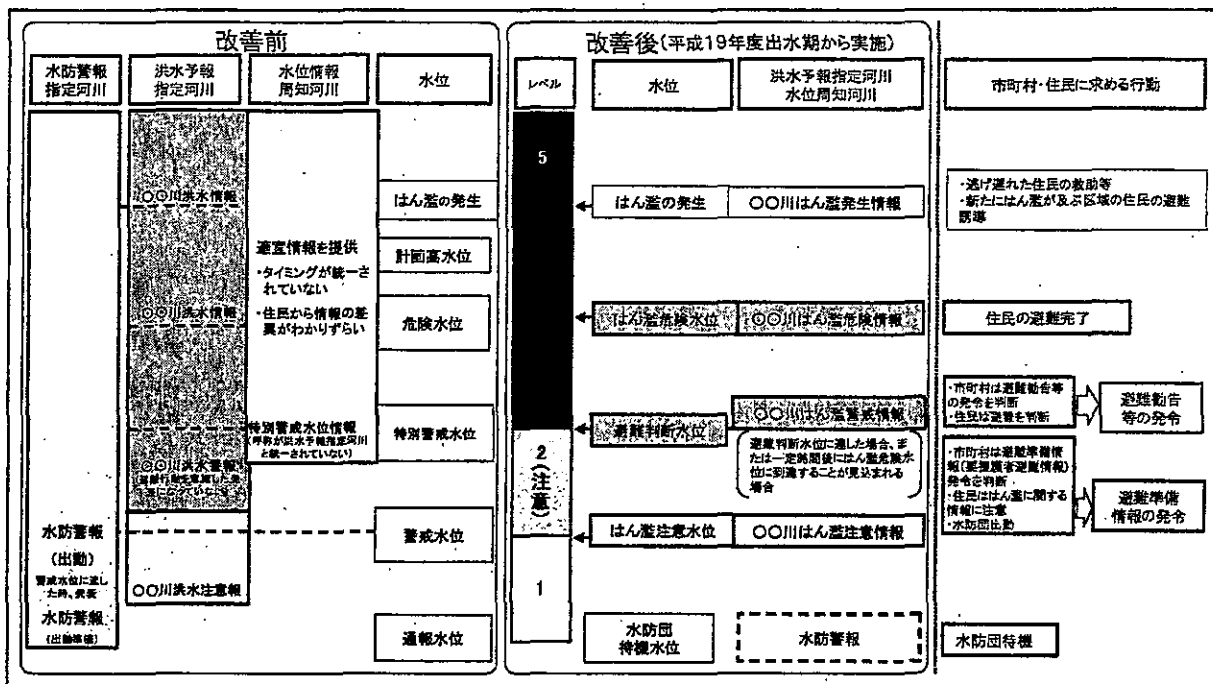
その他
担当している介護保険事業者名、連絡先等

避難所
避難支援者宅
避難支援者宅

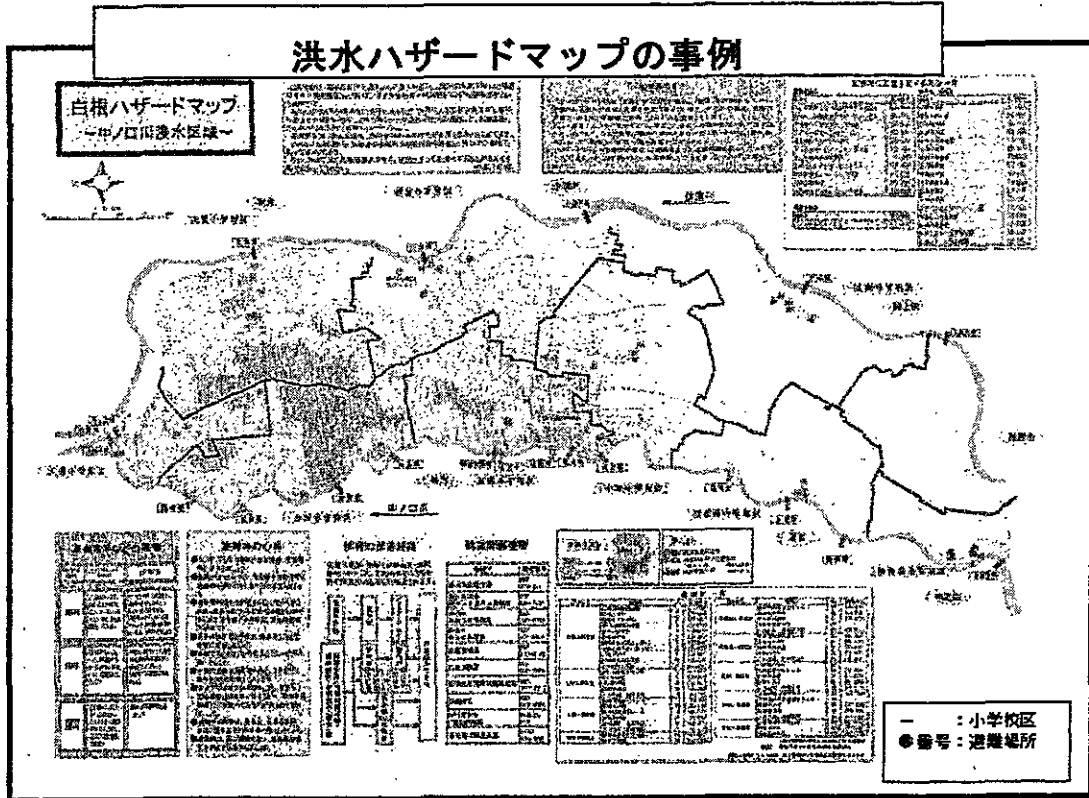
避難所(集会所)
避難所等はマンホールに注意
瓶水に注意

避難所の要支援者班：〇〇さん、△△さん、□□さん
福祉避難室：1階和室

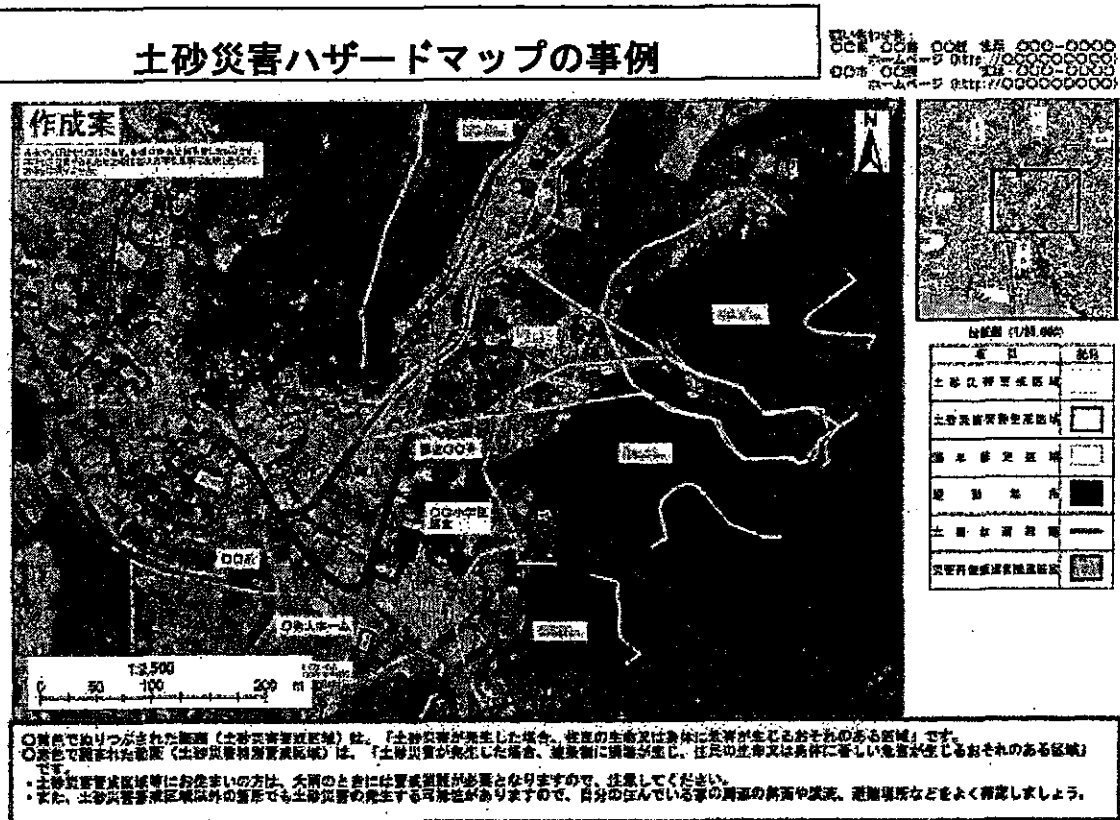
はん濫危険レベルの設定に応じた水位名称の変更図



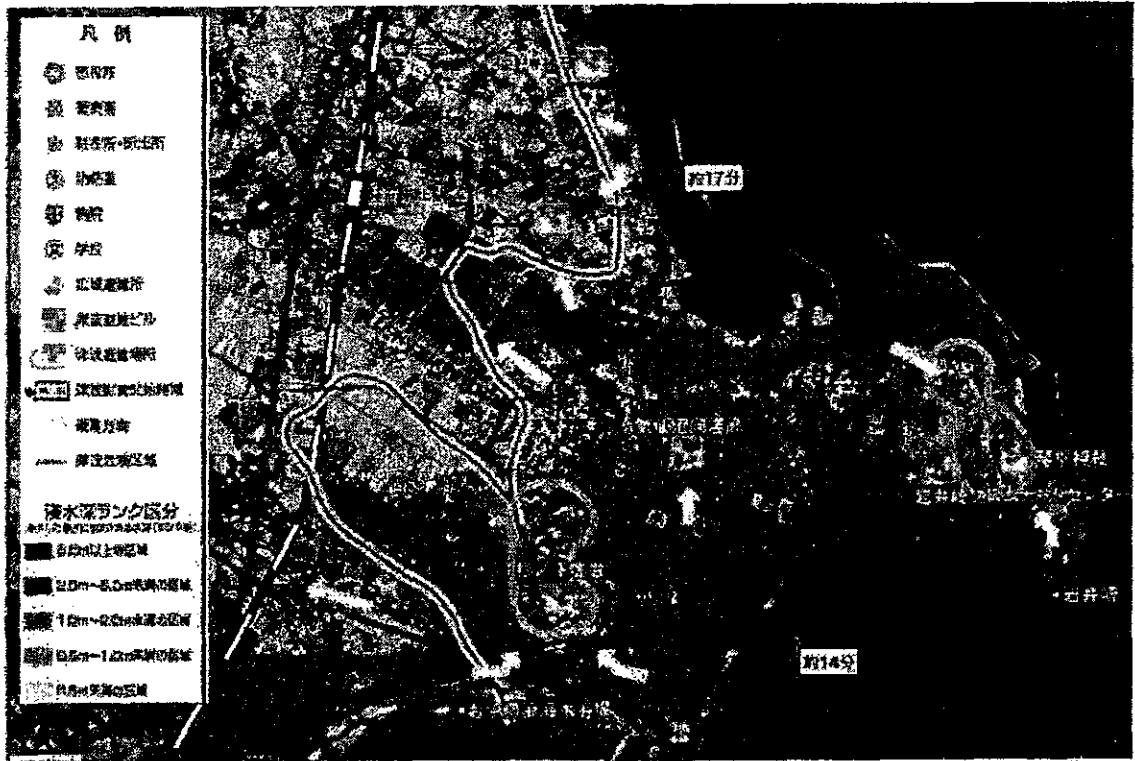
洪水ハザードマップの事例



土砂災害ハザードマップの事例



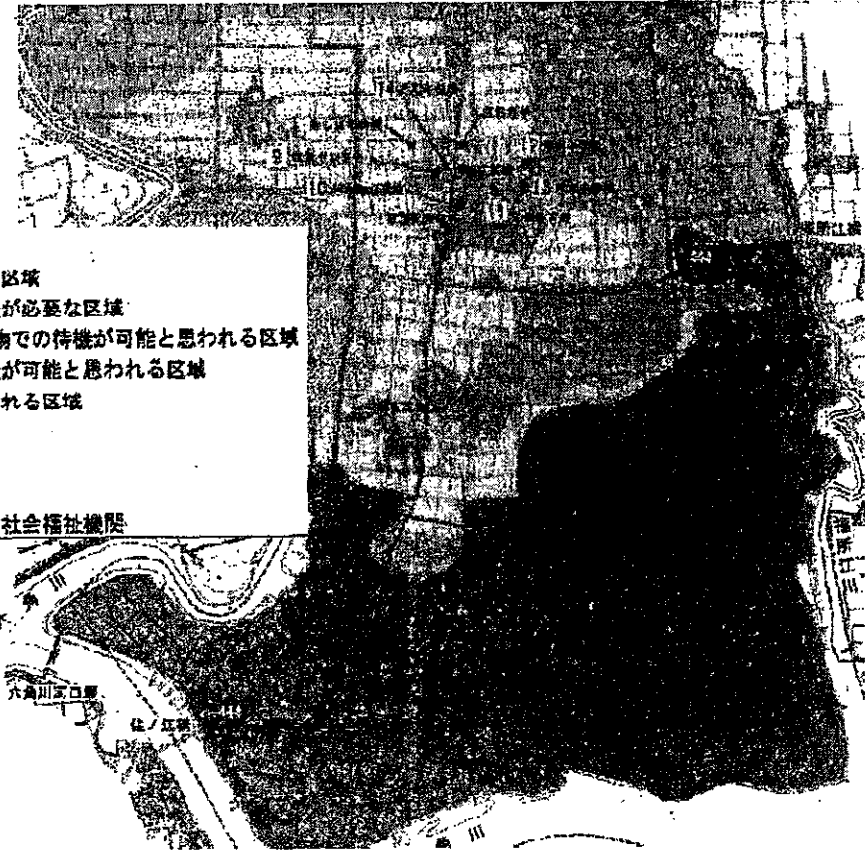
津波ハザードマップの事例



高潮ハザードマップの事例

＝地図の見方＝

- 事前の避難が必要な区域
- 破壊後の迅速な避難が必要な区域
- 2階以上の丈夫な建物での待機が可能と思われる区域
- 丈夫な建物での待機が可能と思われる区域
- 洪水・内水が懸念される区域
- 事前避難ルート
- 市町村界
- 避難場所
- 警察・憲兵・消防・社会福祉機関



市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果

平成17年3月30日の中央防災会議において、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告がなされ、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）が示されました。

本ガイドラインにおいては、「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」等を課題として挙げ、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定等の取組を市町村に要請しているところです。

このことを踏まえ、消防庁では、昨年に引き続き、全国1,816市町村を対象に平成20年3月31日現在の災害時要援護者の避難支援対策への取組状況を調査いたしました。今般、調査結果を取りまとめましたので公表します。

<添付資料>

市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果



(問い合わせ先)

 総務省消防庁 国民保護・防災部 防災課
 藤田、嶋田、南出

電 話 03-5253-7525

FAX 03-5253-7535

E-mail k.hode@soumu.go.jp

<調査結果のポイント>

1 全体計画の策定状況

- ・平成19年度末時点では、全団体の13.2%が策定済み
(平成18年度末時点11.2%)
- ・策定に着手している団体を含めると、全団体の半数を超える(56.1%)

災害時要援護者の避難支援対策は、最終的には、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が連携のうえ、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等の具体的な避難支援計画(個別計画)を策定することを目指しています。

国は、こうした災害時要援護者の避難支援対策を進めるため、都道府県を通じ、全国の市町村に対し、災害時要援護者名簿、リスト等を作成するための情報収集や、行政外の関係機関等を含めた情報共有を実施するための方法のほか、避難支援の対象者の範囲や自助・共助・公助の役割分担、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「全体計画」を定めるよう要請しています。

昨年度の調査(平成18年度末時点)では、204団体(11.2%)が策定済みとなりましたが、今回の調査(平成19年度末時点)では、239団体(13.2%)が策定済みとなっており、35団体の増加に留まっています。

しかしながら、今後については、平成21年度までに策定を予定する団体と現在策定について検討中の団体を合わせると、全団体の半数を超えています(56.1%)。

※災害時要援護者：高齢者や障害者など、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の行動に支援を要する者

2 災害時要援護者名簿、リスト等の作成

- ・全団体の2/3が災害時要援護者名簿、リスト等の作成に着手済み
- ・福祉関係部局が主体となって作成するケースが多い(着手済み団体の8割弱)

市町村は、個別計画を作成するための前提として、災害時要援護者についての情報を把握し、災害時要援護者名簿、リスト等を作成する必要がありますが、今回の調査により、全団体の約2/3がこうした災害時要援護者名簿、リスト等の作成に着手済みであることが明らかになりました。

また、災害時要援護者名簿、リスト等の作成は、福祉関係部局が主体となって行うケースが多いことも明らかになっています(作成に着手済みの団体の8割弱において、福祉関係部局が主体となっています。)

3 災害時要援護者情報の収集・共有の方法

・情報の収集・共有は、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式を併用する市町村が多い。

災害時要援護者名簿、リスト等を作成するための情報収集の手段として、また、災害時に要援護者を支援する自主防災組織など、行政外の関係機関等を含めた情報共有を実施し、個別計画を策定するための手段として、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3つの方式があります。

※関係機関共有方式：個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人の同意を得ずに、平常時から関係機関等間で情報を共有する方式

※同意方式：要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式

※手上げ方式：要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式

市町村は、これら3つの方式について、単独又は組み合わせにより、情報の収集・共有を実施しています。

今回の調査により、最も多くの市町村が採用している方法は、3方式を併用する方法でしたが、2番目に多かったのは同意方式と手上げ方式を併用する方法、3番目に多かったのも関係機関共有方式と同意方式を併用する方法であり、傾向としては、3つの方式のいずれかを単独で用いるというよりは、適宜組み合わせて情報の収集・共有を行っていると言うことができます。

＜災害時要援護者情報の収集・共有方法＞

- 第1位 3方式を併用 204 団体 (19.3%)
- 第2位 同意方式と手上げ方式を併用 202 団体 (19.1%)
- 第3位 関係機関共有方式と同意方式を併用 173 団体 (16.4%)
- ※ 情報の収集・共有の方法を決めている団体 1,056 団体 (100%)

4 個別計画の策定状況

・平成19年度末時点では、全団体の7.6%が策定済み
(平成18年度末時点3.8%)

・策定に着手している団体を含めると、全団体の1/3強 (35.6%)

個別計画は、一部策定の場合を含め、昨年度の調査(平成18年度末時点)では、72団体(3.9%)が策定済みとなっていましたが、今回の調査(平成19年度末時点)では138団体(7.6%)が策定済みとなっており、ほぼ倍増しています。

また、平成21年度までに策定を予定する団体等、策定に着手している団体を合わせると、全団体の1/3強(35.6%)となっています。

IV－II 災害時要援護者対策
(災害時における要援護者支援のあり方)

新潟大学危機管理室

災害時における 要援護者支援のあり方

新潟大学 危機管理室
災害復興科学センター 兼務
田村 圭子

災害時要援護者支援とは

- 災害対応
 - いのちを守る
 - 避難行動を支援する
 - 避難生活を支援する
 - 仮住まいを支援する
 - 生活再建を支援する
- 脆弱性の高い人をどのように支援するのか
 - 災害時要援護者への支援

災害時要援護者

- 「災害時に特別な配慮が必要な人たち」
- 国の定める要援護者
 - 高齢者
 - 障害者
 - 乳幼児
 - 傷病者
 - 妊産婦
 - 難病
 - 外国人

災害弱者(平成3年度版防災白書)

- 自分の身に危険が差し迫った時、それを察知する能力がない、または困難な者。
- 自分の身に危険が差し迫った時、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な者。
- 危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な者。
- 危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な者。

1995阪神・淡路大震災

- 高齢者における死者数
- 仮設住宅における孤独死
- 災害公営復興住宅
 - 生活の質の変化
 - コミュニティの変容
- 外国人の問題
 - 言葉・習慣の違い
 - 行政支援の欠如
 - ボランティア組織

2004新潟豪雨水害

7.13